

保健医療機関における書面掲示について

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組等を実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした一般名処方を行う場合があります。

●外来感染症対策向上加算

当院では、感染対策防止チームを設置し院内感染防止対策に取り組んでいます。また、第二種協定指定医療機関として大阪府の指定を受けており、受診歴の有無にかかわらず発熱等の症状を呈する患者様の受け入れを行っています。

●明細書発行体制等加算

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称、行われた検査の名称などが記載されます。

●時間外対応加算 1

当院を継続的に受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、常時対応できる体制をとっております。

●生活習慣病管理料

当院では、糖尿病・高血圧・脂質異常症を主にかかっておられる患者様に対して生活習慣病管理料Ⅱを算定しています。

① 28 日以上の長期投薬が可能です。

② リフィル処方箋※の発行が可能です。

これらは、主治医の医学的判断が必要です。詳細は主治医と相談ください。

※リフィル処方箋とは、症状が落ち着いている患者様に対して、一定期間に繰り返し使用できる処方箋のことです。

2025 年 5 月

大阪みなみ医療福祉生活協同組合

狭山みんなの診療所